自己資本調達手段の概要 【りそな銀行】(国内基準)

2025年9月末基準

普通株式

普迪株式		
1	発行者	株式会社りそな銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	_
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	2024年3月31日以降2029年3月30日までの期間における自己資本 に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	コア資本に係る基礎項目の額
5	2029年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への 算入に係る取扱い	コア資本に係る基礎項目の額
6		株式会社りそな銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	13,295億円
	単体自己資本比率	13,210億円
9	額面総額	——————————————————————————————————————
10	表示される科目の区分	
		株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	_
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	
10	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	_
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	_
10	利余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	_
18	配当本文は利率	
19	配当等停止条項の有無	無
20	利余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 対象をの配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	7///
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を	
	高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	-
25	転換の範囲	<u> </u>
26	転換の比率	_
27	転換に係る発行者の裁量の有無	_
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	_
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	<u> </u>
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	_
32	元本の削減が生じる範囲	_
33	元本回復特約の有無	_
34	その概要	_
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更に	劣後債務
	ついて 優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も 劣後的内容を有するものの名称又は種類	
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	
υı	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	

非支配株主持分

非文配係	工行汀	
1	発行者	P.T. Bank Resona Perdania 他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	_
3	準拠法	インドネシア法
	規制上の取扱い	
4	2024年3月31日以降2029年3月30日までの期間における自己資本	コア資本に係る基礎項目の額
	に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2029年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への	コア資本に係る基礎項目の額
	算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社りそな銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	58億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	
11	発行日	_
12	償還期限の有無	無
13	その日付	_
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	_
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	_
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	_
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	_
18	配当率又は利率	_
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を	
	高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	_
25	転換の範囲	_
26	転換の比率	_
27	転換に係る発行者の裁量の有無	_
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	_
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	_
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	_
32	元本の削減が生じる範囲	_
33	元本回復特約の有無	_
34	その概要	_
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更に	一般債務
	ついて優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も	
	劣後的内容を有するものの名称又は種類	
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	_